

## 第5章 計画推進の考え方

### 1 計画の進行管理

#### (1) 施策の推進

本計画の進行管理は、基本目標ごとに目標指標を示し、施策ごとにスケジュールを設定しています。この目標指標と施策のスケジュールの進捗状況を照らし合わせるとともに、数値で表現できない内容も加味して、進行管理を行なっていきます。

また、施策の推進に際しては、重点プログラムを中心に据え、関係各課との連携を図ります。

個別の施策については、総合計画等の進行管理と合わせて、PDCA（プラン〈計画〉→ドウ〈実行〉→チェック〈検証〉→アクション〈行動〉）サイクルを毎年繰り返して、着実に成果を積み重ねて推進を図ります。

#### (2) 重点プログラムの推進

重点プログラムは、本計画の個別プログラムに関係する課が集まり、必要に応じて市民、事業者の意見や参加を得ながら、アクションプログラムの策定とその推進を図ります。

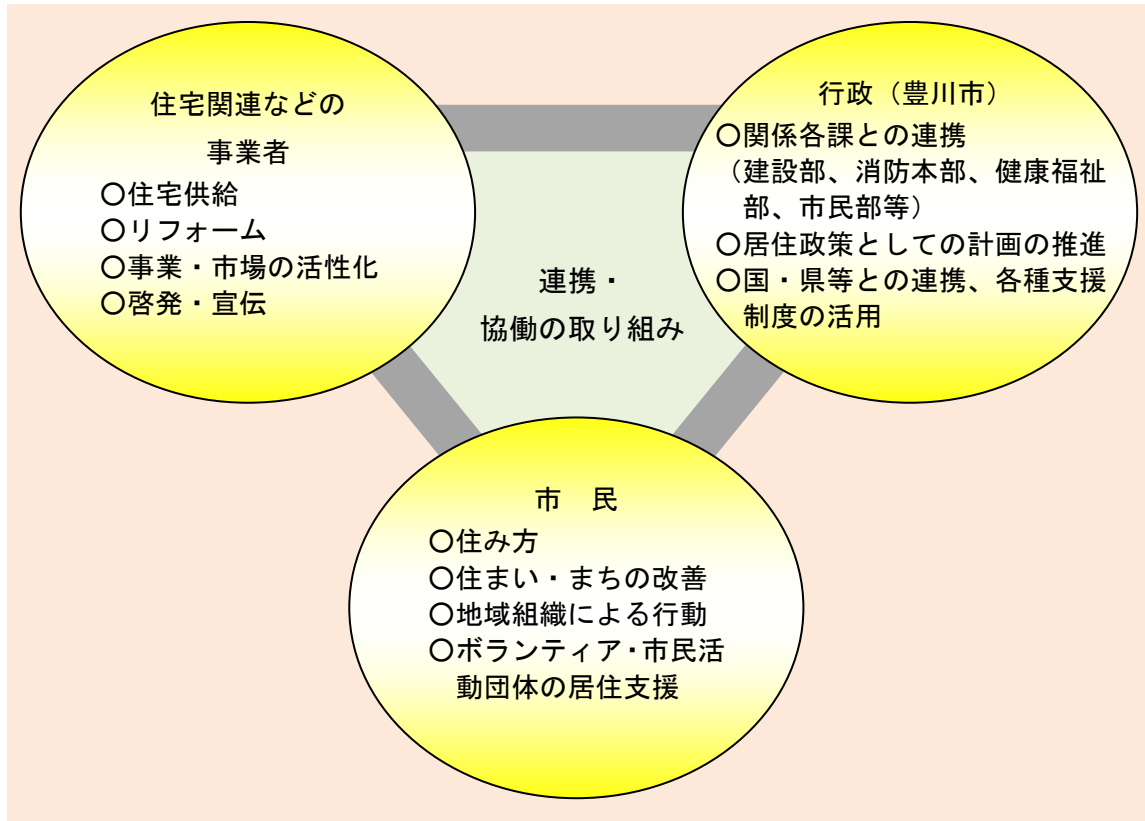
#### (3) 計画の見直し

今後の社会経済情勢の変化や、それぞれの施策の進捗状況、市民ニーズの変化などを踏まえて、より効果的に本計画で目指す住まい・まちづくりを達成するために、中間年を目途に本計画を見直します。

## 2 計画の推進体制

住まい・まちづくりには市民、事業者が日常の生活から大きな責務を担っており、市民、事業者及び行政との協働により推進を図ります。

図 5-2-1 推進体制

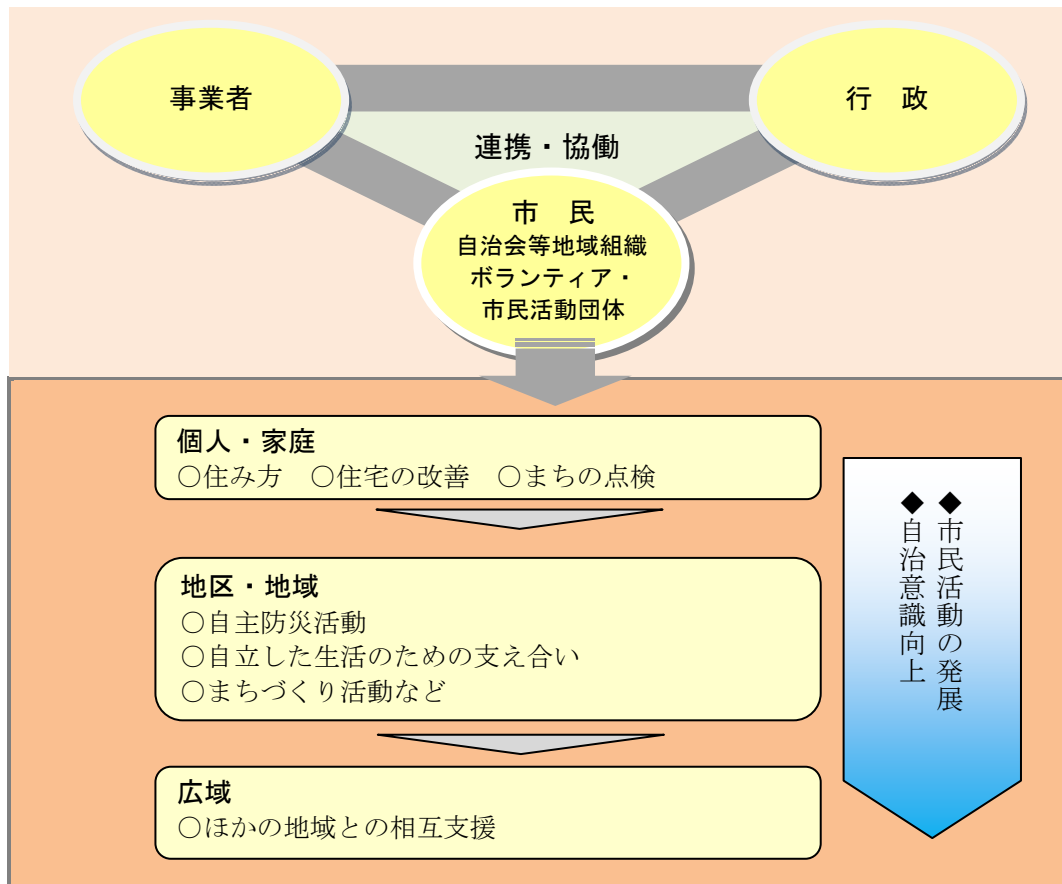


### (1) 市民の役割

市民は、地域における支え合いや災害への備えの必要性を認識して、住宅の改善や地域活動への参加を積極的に進めます。

地域組織やボランティア・市民活動団体は連携を深めながら、市民の居住支援や住まい・まちの改善に向けて行動します。

図 5-2-2 市民活動の育成・発展イメージ



### (2) 事業者の役割

建築士や開発事業者などの宅地開発や住宅の建設・供給にかかわる事業者は、市民ニーズに応じた良質な住宅の供給を促進します。また、住宅のリフォームや耐震などについて市民に啓発するとともに、住宅に関わる相談に積極的に対応します。

これにより、良好なまちづくりにもつながる住宅市場の活性化を進めます。

### (3) 行政の役割

住まい・まちづくりのための施策は、住宅のみならず防災・防犯、福祉、環境及び都市整備など多岐にわたるため、関係各課と調整を図り、推進体制をつくります。

また、住生活基本法の趣旨を踏まえて、総合計画の推進と合わせて、施策相互の連携に配慮するとともに、市民、事業者と情報を共有し、協働により本計画の推進を図ります。

今後も、国・県等との連携を図り住まい・まちづくりを進めるとともに、各種の支援制度を活用します。